

他都市条例文（要約前）

1. 前文	1
2. 目的	4
3. 定義	6
4. 基本理念	9
5. 市民及び住民の役割（責務）	11
6. 自治会の役割（責務）	13
7. 事業者の役割（責務）	16
8. 住宅関連事業者の役割（責務）	18
9. 市の役割（責務）	20
10. 学校の役割	23
11. その他団体の役割	24
12. 委任	25

1. 前文

※水戸市、宇都宮市は該当条文なし

（岡山市）

町内会等は、本市内の各地域において、地域住民の福祉、防犯、防災、環境美化など多岐にわたり共助の担い手として活動し、様々な地域課題へ対応するなど、地域コミュニティの中核として、市政推進のために欠かせない存在であり、市と協働関係にあります。

近年、激甚化する自然災害への備えや日常生活における防犯、防災への対策、地域社会から孤立している方への支援など、地域住民相互の支え合いの必要性が高まっており、普段からの交流や助け合いのため、住民自治組織である町内会等の果たす役割がますます重要となっています。

しかしながら、少子高齢化や世帯構成・居住形態の変化、価値観の多様化などに伴い、町内会加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの課題を抱えています。今後、町内会等の維持、継続が困難な状況に陥るおそれがあり、地域の活力そのものが低下していくことが危惧されています。こうした背景を踏まえ、安全で安心な地域コミュニティを維持していくためには、その中核を担う町内会等が今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、しっかりと共有し、多様な主体と連携しながら次世代へ引き継いでいくことが必要です。

地域の活力向上のため、町内会等の維持及び活動の活性化並びに発展を将来にわたって地域住民、事業者及び市が支え、住みよい豊かな地域づくりを目指す活動の促進を図り、もって明るく暮らしやすい地域社会の活性化推進に寄与することを目的とし、本条例を制定します。

（四日市市）

私たちのまち四日市市では、地区市民センターを核とし、市民に最も身近なコミュニティとして地域の生活を支える自治会が中心となって、住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯・防

災等の取組を行ってきました。しかしながら、核家族化や高齢化が進み、地域活動への参加意識や重要性の認識等が希薄化しており、地域コミュニティを維持・向上させていくことが大きな課題となっています。また、避難行動要支援者や地域包括ケアシステムなど高齢社会への対応、子どもの見守り、多発する自然災害への防災等、多様化する地域課題を解決するために、地域コミュニティの活性化が求められており、自治会が果たす役割は、益々重要なものとなります。そこで、地域社会における安全・安心ネットワークとして重要な役割を担っていただく自治会への加入を促し、自治会の求心力の強化を図ることにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、ここに「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」を制定します。

(市川市)

私たちのまち市川は、首都東京に隣接する住宅都市として、また、多くの文化人を輩出し、文化施設や教育施設が充実する文教都市として、発展してきた。その中で、自治会等は、地域社会における中心的な担い手となり、公共的な役割を果たすとともに、市政運営に欠かせない大切なパートナーとして、地域の課題に対し、市と協働して取り組み、市の発展に大きく寄与してきた。しかし、自治会への加入割合が減少傾向となっているほか、自治会活動の担い手が不足していることから、このままでは、遠くない将来、自治会が主体的に実施しているお祭りや視察研修等の地域コミュニティ活動、日頃の防犯パトロールや特殊詐欺の周知等の防犯活動、災害発生時の避難の呼び掛けや防災拠点運営の協力等の防災活動など、地域にとって欠かせない様々な分野の活動に支障が生じることが懸念される。一方、地震、豪雨、台風等の大規模災害が避けられない我が国では、人と人とのつながりや共助の重要性が再認識されている。本市においても、今後、大規模災害の発生が想定される中、自治会を中心とするお互いの顔が見える関係づくりが重要となる。そこで、市民の自治会への加入及び自治会活動への参加を促進し、自治会等、市その他関係者の連携を図ることにより、安全で安心な住みよい地域社会を形成するため、ここに自治会等を応援するこの条例を制定する。

(札幌市)

町内会は、札幌市内の各地域において、日常の交流を通じて、地域住民の福祉や防災・防犯、環境美化、冬季の除排雪など、多岐にわたって私たちの生活を支え、地域コミュニティの中核として、札幌市の発展に大きく寄与してきました。しかし、少子高齢化や世帯構成の変化、共同住宅の増加などによる居住形態の変化のほか、生活様式や個人の価値観の多様化などに伴い、町内会において

は、加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの傾向があり、今後、地域の活力が低下していくことが危惧されています。近年、超高齢社会の進展や共働き世帯の増加、自然災害の増加などに伴い、高齢者や子どもの日頃の見守り、非常時の助け合いなどの地域住民相互の支え合いが必要となる場面が増加しており、様々な地域の課題の解決や良好な生活環境の維持のためには、町内会における親睦や交流により形成される地域住民同士の顔が見える関係が、ますます重要となっています。こうした背景を踏まえ、安全で安心な暮らしやすい地域コミュニティを将来にわたって維持していくためには、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、世代を超え、時代を超

えてしっかりと共有していく必要があります。札幌市では、まちづくりに関する条例として、札幌市自治基本条例及び札幌市市民まちづくり活動促進条例を定めています。これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域の町内会の活動を将来にわたって地域住民、事業者及び市が一体となって支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため、この条例を制定します。

(新宿区)

私たちのまち新宿区では、それぞれの地域で暮らし、働き、活動する人々が交流し、絆をつくり、その地域の歴史や文化を大切にしながら、豊かな地域コミュニティを形成してきました。町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきました。町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下やその活動の担い手の不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすおそれがあります。町会・自治会の活性化を図り、新宿区の豊かな地域コミュニティを支える町会・自治会の取組を、次世代に伝えていくことが大切です。新宿区は、昼間人口の過半数が在勤者・在学者であり、外国人の割合も高く、様々な方が活動する多様性のある自治体です。区民や、地域で活動する様々な主体が、新宿区をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することが、町会・自治会の持続的な発展につながります。私たちは、永く、地域の課題に対して皆で考え、行動し、解決していくことで、ここに住み続けて良かった、ここで働き、活動して良かったと思える地域コミュニティを地域全体でつくっていく必要があります。町会・自治会の活性化を図ることにより、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現する決意を込め、ここに、この条例を制定します。

2. 目的

(宇都宮市)

(目的)

第1条 この条例は、自治会が人と人との支え合いによる地域活動において果たす役割のこの条例は、自治会が人と人との支え合いによる地域活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市の役割について明らかにすることにより、自治会の持続可能性を確保し、もって誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承することを目的とする。

(岡山市)

(目的)

第1条 この条例は、地域コミュニティにおいて町内会等が住民自治の中核となる重要な役割を担っていることに鑑み、地域コミュニティの存続や様々な地域課題へ対応するため、町内会等が今後も維持されるべき存在であることを町内会、地域住民、事業者及び市が認識を共有し、次世代へ引き継いでいくとともに、市は、町内会等との協働関係を維持・継続するため、町内会等の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方、市の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより町内会等を支援し、もって明るく暮らしやすい地域社会の活性化推進に寄与することを目的とする。

(四日市市)

(目的)

第1条 この条例は、自治会の活性化を推進するために、地域住民の自治会への加入及び参加に関し、基本理念並びに地域住民、自治会及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域住民の自治会への加入及び参加を促進し、自治会活動の推進を図るために必要な事項を定め、もって誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市川市)

(目的)

第1条 この条例は、自治会等が市政運営に欠かせない協働のパートナーであることに鑑み、市民の自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するとともに、自治会等への応援に係る基本理念並びに市民、自治会等、市、事業者、住宅関連事業者及びその他関係団体の役割を定めることにより、安全で安心な住みよい地域社会を形成することを目的とする。

(札幌市)

(目的)

第1条 この条例は、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え

方、市の責務等を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

(新宿区)

(目的)

第1条 この条例は、町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民、事業者、マンション等建築主等、マンション等管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等その他地域活動団体の役割及び新宿区（以下「区」という。）の責務を明らかにするとともに、区、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策（以下「活性化施策」という。）に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって暮らしやすいまちの実現を目指すことを目的とする。

(水戸市)

(目的)

第1条 この条例は、地域コミュニティにおいて町内会・自治会が重要な役割を担うものであることに鑑み、町内会・自治会の活動の活性化に関し基本理念を定めるとともに、市、町内会・自治会、市民、事業者等の責務を明らかにすることにより、町内会・自治会の活動の活性化を推進し、もって市民が相互につながり、支え合いながら、将来にわたり安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3. 定義

(宇都宮市)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)市民市内に居住する者をいう。
- (2)公共的活動市民その他の個人又は団体が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動という。
- (3)協働互いに対等の立場で理解し、尊重し合いつつ、役割及び責任を担い合い、効果的に公共的活動に取り組むことをいう。
- (4)自治会 町の区域その他市内の一定の区域に居住する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体であって、地域住民相互の連絡及び交流、防災活動、防犯活動、環境美化活動その他の良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものをいう。
- (5)自治会の連合体宇都宮市自治会連合会及び同会を構成する地区連合自治会をいう。
- (6)地域活動団体地域で自主的に公共的活動を行う地域ごとに形成された団体（第4号に掲げるものを除く。）をいう。
- (7)非営利活動団体自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動する団体（第4号及び前号に掲げるものを除く。）をいう。
- (8)事業者市内において事業活動を行う企業その他の団体（第4号、第6号及び前号に掲げるものを除く。）をいう。
- (9)住宅関連事業者事業者のうち、市内における住宅用地の開発若しくは販売又は住宅の建築、販売、賃貸若しくは管理（これらの行為を代理し、又は媒介する場合その他これらに類する行為を行う場合を含む。以下「住宅の建築等」という。）を業として行うものをいう。

(岡山市)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、本市の一定の区域に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された町内会、自治会、区等の住民自治組織を指し、区域内の地域コミュニティの中核を担い、地域住民が相互に協力し、住みよい地域をつくるために活動する団体をいう。
- (2) 学区・地区連合町内会 小学校の区域内等の町内会によって組織され、各種事業の実施、情報交換、意見調整など、様々な場面で学区・地区をまとめる役割を担うとともに、行政機関との連絡調整を行い、学区・地区の発展向上のために活動する団体をいう。
- (3) 岡山市連合町内会 市内の学区・地区連合町内会によって組織され、自主的で包括的な住民自治組織として、全市域を俯瞰的な視点で捉え、多様な地域活動の中心的な役割を担い、住民福祉の向上と市勢の発展のために活動する団体をいう。
- (4) 町内会等 町内会、学区・地区連合町内会及び岡山市連合町内会をいう。
- (5) 事業者 本市の一定の区域内で事業を行う者をいう。

(6) 地域コミュニティ 本市の一定の区域等における地域住民とのつながりを基礎とする地域社会をいう。

(四日市市)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 地縁に基づき形成された自治組織をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (3) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理(以下「住宅の建築等」という。)を業として行う者(これらの者を代理し、又は媒介する者を含む。)をいう。

(市川市)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市内の一定の区域に住所を有する住民の地縁に基づいて形成された団体であって、市長が認めるものをいう。
- (2) 自治会等 自治会及び自治会により構成される市内に存する団体であって市長が認めるものをいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (4) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理(これらの行為を代理し、又は媒介する場合を含む。第8条第1項において「建築等」という。)を業として行う者をいう。

(札幌市)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、本市の一定の区域に住所を有する者(以下「地域住民」という。)の地縁に基づいて形成された町内会、自治会等の団体をいう。
- (2) 町内会の連合体 複数の町内会により組織された連合町内会、町内会連合会等の団体をいう。
- (3) 地域コミュニティ 本市の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいう。

(新宿区)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会・自治会 区の区域内(以下「区内」という。)の一定の地域に居住する者並びに事業者

及び商店会その他の団体により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。

(2) 区民 区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。

(3) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。

(4) マンション等 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

(5) マンション等建築主等 区内のマンション等の新築に係る請負契約の発注者又は受注者及び請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(6) マンション等管理者等 次に掲げるものをいう。

ア 区内の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。）

イ 区内のマンション等（管理組合がないものに限る。）の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）を代表する者（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。）

ウ 区内の管理組合又は区内のマンション等の区分所有者を代表する者から委託を受けてマンション等の管理を行うもの

(7) 地域活動団体 防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツその他の分野において、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。

(8) 地域コミュニティ 区内の一定の地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。

（水戸市）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町内会・自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(2) 地区会 おおむね小学校区ごとに町内会・自治会及びその他の公共的団体等をもって構成する団体をいう。

(3) 水戸市住みよいまちづくり推進協議会 本市における地域コミュニティ活動の総合的な推進を目的として各種事業を実施する団体であって、地区会をもって構成するものをいう。

(4) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいう。

(5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人事業主をいう。

4. 基本理念

(宇都宮市)

(基本理念)

第3条 自治会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1)自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市（以下「関係者」という。）は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、相互に連携し、及び協働して地域活動に取り組むこと。
- (2)第1条に規定する目的を達成するために自治会が重要な役割を担っており、今後も維持されるべき存在であることを関係者が認識し、共有すること。
- (3)地域住民の相互理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自主性及び自立性を尊重し、並びに地域の特性に配慮すること。

(岡山市)

(基本理念)

第3条 町内会等の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 地域コミュニティの中核である町内会等は、市と協働して暮らしやすい地域社会の活性化推進に取り組む関係にあり、市政を推進していく上で欠かすことのできない重要なパートナーであるとの認識の下、市は、町内会等の維持及び活動の活性化を支援するための取組を行うものであること。
- (2) 町内会、地域住民及び事業者は、共に等しく地域コミュニティを構成する一員であるという認識を持ちながら、市と協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。
- (3) 町内会等は地域コミュニティの中核であり、欠かせない存在として今後も維持されるべきであることを町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有し、次世代へ引き継いでいくものであること。
- (4) 町内会等の活動は、地域住民が交流し、協力しながら、自主的かつ民主的に行われるものであること。
- (5) 町内会等の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重して行われるものであること。

(四日市市)

(基本理念)

第3条 自治会への加入及び参加の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 地域において、誰もが安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていること。
- (2) 地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重要であること。
- (3) 自治会の自立性や個性を損なわない配慮が必要であること。

- (4) 地域住民、自治会、事業者及び市の相互理解と協働により行われること。

(市川市)

(基本理念)

第3条 自治会等への応援は、次に掲げる事項に留意することを基本理念として、行われなければならない。

- (1) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重すること。
- (2) 自治会等の地域社会における役割の重要性を理解すること。
- (3) 自治会等の地域活動が持続的かつ活動的に運営されるようにすること。
- (4) 自治会等の自立性及び地域性を尊重すること。

(札幌市)

(基本的な考え方)

第3条 町内会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本的な考え方として行われるものとする。

- (1) 町内会、地域住民、事業者及び市は、等しく地域コミュニティを構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。
- (2) 町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有するものであること。
- (3) 町内会の活動は、地域住民の交流によって、相互に協力しながら、自主的に行われるものであること。
- (4) 町内会の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重して行われるものであること。

(新宿区)

(基本理念)

第3条 町会・自治会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 町会・自治会の自主性及び主体性に基づき推進すること。
- (2) 区民及び地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、又は連携することにより推進すること。

(水戸市)

(基本理念)

第3条 町内会・自治会の活動の活性化に当たっては、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が相互に交流を深め、支え合い、協力しながら、地域社会の一員として自主的かつ主体的に活動するものであること。
- (2) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重するものであること。

5. 市民及び住民の役割（責務）

（宇都宮市）

（市民の役割）

第5条 市民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。3

2 市民は、自治会への加入及び自治会活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努めるものとする。

（岡山市）

（地域住民及び事業者の役割）

第6条 地域住民及び事業者は、自らも地域コミュニティの一員であることを認識し、町内会等の意義及び重要性について理解と関心を深め、町内会等の活動への参加及び協力に努めるものとする。

（四日市市）

（地域住民の役割）

第4条 地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域において安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていることを理解し、自治会への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めなければならない。

（市川市）

（市民の役割）

第4条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、自治会等が地域社会において重要な役割を担っていることを理解するとともに、自治会に加入し、及び自治会活動に参加することにより、地域社会の発展に努めるものとする。

（札幌市）

第5条 地域住民は、地域で安心して快適に暮らすために、自らも地域コミュニティを構成する一員であることを認識し、町内会の意義及び重要性について理解と関心を深め、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

（新宿区）

（区民の役割）

第5条 区民は、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 区民は、町会・自治会の活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

（水戸市）

（市民の責務）

第6条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会に加入するように努めるものとする。

2 市民は、町内会・自治会の活動が地域の結びつきを強めるものであることを認識し、その活動に積極的に参加するように努めるものとする。

3 市民は、町内会・自治会の活動を通じて地域社会の課題の解決に主体的に取り組むように努めるものとする。

6. 自治会の役割（責務）

（宇都宮市）

（自治会の役割）

第4条 自治会は、地域住民による民主的な運営の下、地域住民相互の親睦及び交流を推進するとともに、その地域における公共的課題の解決に努めることにより、誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ、安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちの実現と将来の世代への継承に努めるものとする。

2 自治会は、自治会に対する地域住民の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加を促すため、その活動状況に関する情報の積極的な提供等により、その運営の透明性の向上を図り、もって地域住民にとって分かりやすく、誰もが参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

3 自治会は、自治会の維持及び活動の活性化を推進するため、地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努めるものとする。

4 自治会は、その活動を補い合い、又は深めるため、自治会の連合体、他の自治会、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市と連携し、及び協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

（岡山市）

（町内会等の役割）

第5条 町内会等は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け、支え合いながら、住みよい豊かな地域づくりをめざす活動の促進を図り、明るく暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

2 町内会等は、その運営について地域住民にとって理解しやすいものとなるよう努めるとともに、地域住民の意思を尊重の上、活動への参加及び町内会加入を促すよう努めるものとする。

3 町内会等は、その活動を維持し、円滑に進めるため、必要に応じて関係団体及び事業者との連携及び調整を行うよう努めるものとする。

4 町内会等は、様々な機会を通じ、必要に応じて市へ意見を伝えるなど、地域の発展に寄与するよう努めるものとする。

（四日市市）

（自治会の役割）

第5条 自治会は、地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めなければならない。

2 自治会は、地域住民の自発的な自治会への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めなければならない。

3 自治会は、地域住民の自治会への加入並びに参加及び交流は個人の自由な意思に基づくものであることを理解し、これを強制してはならない。

4 自治会は、内部統制を適正に行うとともに、自治会員(地域住民のうち、自治会に加入して

いる者をいう。)に対し、規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報を定期的に公開しなければならない。

5 自治会は、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めなければならない。

(市川市)

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は、第1条の目的を達成するため、地域コミュニティ活動、防犯活動、防災活動その他の安全で安心な住みよい地域社会の形成に資する活動に努めるものとする。

2 自治会等は、市民に対し、自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するよう努めるものとする。

3 自治会等は、その運営について、透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

4 自治会等は、その地域の将来を担う人材の育成に努めるものとする。

5 自治会等は、その区域内において安全で安心な住みよい地域社会の形成に資する活動を行う団体との連携を図るよう努めるものとする。

(札幌市)

(町内会等の地域における役割)

第4条 町内会は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

2 町内会は、その活動に対する地域住民の理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況及び運営に関する情報の積極的な提供、公開等により、開かれた運営に努めるものとする。

3 町内会は、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会への加入を促すよう努めるものとする。

4 町内会は、その活動を補い合い、又は深めるため、必要に応じて、町内会の連合体、他の町内会、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努めるものとする。

5 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する複数の町内会にまたがるまちづくり活動を円滑に進めるため、必要に応じて、市、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と調整等を行うよう努めるものとする。

6 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会の維持及び活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

(新宿区)

(町会・自治会の役割)

第4条 町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織としてその発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を永く次世代に伝えていくよう努めるものとする。

2 町会・自治会は、区民及び地域で活動する様々な主体が町会・自治会への理解と関心を深

め、その活動に参加し、協力し、又は連携することができるよう、その活動への理解の促進並びに区民相互の交流及び協働に努めるものとする。

(水戸市)

(町内会・自治会の責務)

第5条 町内会・自治会は、基本理念にのっとり、地域コミュニティにおける中心的な担い手として、町内会・自治会の活動を推進するものとする。

2 町内会・自治会は、市民の自発的な加入を促進するように努めるものとする。

3 町内会・自治会は、その活動が市民及び事業者にとって参加し、及び協力しやすいものとなるように努めるものとする。

4 町内会・自治会は、その運営について透明性の向上を図り、市民にとって分かりやすい開かれたものとなるように努めるものとする。

5 町内会・自治会は、地域コミュニティを担う人材の育成に努めるものとする。

7. 事業者の役割（責務）

（宇都宮市）

（事業者及び住宅関連事業者の役割）

第7条 事業者は、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業内容及び特性に応じ、自治会の活動に積極的に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

4 （略）

（岡山市）

（地域住民及び事業者の役割）

第6条 地域住民及び事業者は、自らも地域コミュニティの一員であることを認識し、町内会等の意義及び重要性について理解と関心を深め、町内会等の活動への参加及び協力に努めるものとする。

（四日市市）

（事業者の役割）

第6条 事業者は、自治会の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会の活動に積極的に参加し、及び協力することにより、自治会活動の推進に努めなければならない。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。

（市川市）

（事業者の役割）

第7条 事業者は、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会等の活動に積極的に協力することにより、自治会等の地域活動の活性化に資するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、当該従業員が市内における自治会活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

3 事業者は、第1条の目的を達成するための市の施策に協力するよう努めるものとする。

（札幌市）

（事業者の役割）

第6条 事業者は、自らも地域コミュニティを構成する一員として、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

(新宿区)

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

(水戸市)

(事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、町内会・自治会の活動への参加及び協力を努めるものとする。

2 事業者は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会が実施する町内会・自治会への加入促進に関する事業に協力するように努めるものとする。

3 (略)

8. 住宅関連事業者の役割（責務）

※岡山市は該当条文なし

（宇都宮市）

（事業者及び住宅関連事業者の役割）

第7条 1～3（略）

4 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

(1)当該住宅の入居者（新たに入居しようとする者を含む。以下同じ。）と当該住宅が所在する地域の地域住民との良好な近隣関係の保持

(2)当該住宅が所在する地域の自治会に対する当該住宅の入居者の自治会への加入に資する情報の提供

(3)当該住宅の入居者に対する自治会への加入又は自治会の設立に資する情報の提供

（四日市市）

（住宅関連事業者の役割）

第7条 住宅関連事業者は、自治会への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供するように努めなければならない。

（市川市）

（住宅関連事業者の役割）

第8条 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該建築等に係る住宅に入居しようとする者に対し、当該住宅が所在する地域の自治会等に関する情報を提供するように努めるものとする。

2 住宅関連事業者は、第1条の目的を達成するための市の施策に協力するよう努めるものとする。

（札幌市）

（住宅の建築等を行う事業者等の役割）

第7条 住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。以下「住宅の建築等」という。）を行う事業者は、住宅の建築等を行うに当たり、当該住宅に入居しようとする者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立に資する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅の賃貸又は管理を行う事業者は、当該住宅に入居している者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入に資する情報の提供に努めるものとする。

3 住宅の建築等を行う事業者及びその関係団体は、町内会の維持及び活動の活性化に関する市

の施策に協力するよう努めるものとする。

(新宿区)

(マンション等建築主等の役割)

第7条 マンション等建築主等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 マンション等建築主等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

3 マンション等建築主等は、マンション等を新築するときは、新宿区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。

(マンション等管理者等の役割)

第8条 マンション等管理者等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 マンション等管理者等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

3 マンション等管理者等（次項に規定するマンション等管理者等を除く。）は、規則で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。

4 この条例の施行前に管理を開始したマンション等のマンション等管理者等は、町会・自治会の要請に基づく区の求めに応じ、規則で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告するよう努めるものとする。

(水戸市)

(事業者の責務)

第7条 1・2（略）

3 事業者のうち、住宅の販売、賃貸、建築又は管理を行うものは、当該住宅を購入し、又は賃借しようとする者の地域の町内会・自治会への加入の促進及び町内会・自治会の設立のための支援に努めるものとする。

9. 市の役割（責務）

（宇都宮市）

第8条 市は、基本理念にのっとり、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し、総合的に推進する責務を有するものとする。

2 市は、地域活動の効果的な推進に向けて、関係者相互間の連携及び協働の促進が図られるよう必要な環境の整備を行うものとする。

3 市は、自治会に関する市民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の関心及び理解を深めるとともに、自治会への加入及び活動への参加並びに協力を促進するため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

4 市は、自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう、自治会からの相談に応じるとともに、研修の実施、情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、施策及び事業の実施に当たり、自治会に協力を依頼する場合においては、自治会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする。

6 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を促進し、及び活動に参加することに配慮するものとする。

（岡山市）

（市の責務）

第4条 市は、地域コミュニティの中核となる町内会等の意義及び重要性に鑑み、町内会等の維持及び活動の活性化を支援するために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、町内会等への協力依頼において、町内会等の負担が過重なものとならないよう配慮するものとする。

3 市は、地域住民の町内会への自発的な加入及び町内会の設立のため、必要な支援を行うものとする。

4 市は、地域住民及び事業者に対して、町内会等に係る広報その他啓発活動を実施するものとする。

5 市は、町内会等の維持及び活動の活性化を担う人材育成並びに負担の軽減に必要な施策を実施するものとする。

（四日市市）

（市の責務等）

第8条 市は、自治会の重要性を理解するとともに、その職務の遂行に当たっては、自治会との協働に努めるものとする。

2 市は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会の負担軽減に配慮するものとする。

3 市は、自治会への加入及び参加の促進に係る活動その他自治会の組織及び活動の維持を支援するため、必要な財政的援助を行うよう努めるものとする。

4 市は、地域住民の自治会への加入及び参加の促進に関する相談、情報の提供、助言等必要な措置を講じるよう努めるとともに、自治会への加入及び参加の促進への理解を深めるために、積

極的な広報及び啓発に努めるものとする。

(市川市)

(市の役割)

第6条 市は、自治会等と協働して安全で安心な住みよいまちづくりの推進に取り組み、並びに市民が自治会に加入すること及び自治会活動に参加することに関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、第1条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、自治会等に関する理解の促進に資するため、広報活動、啓発活動その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、講習会、研修会等を開催し、市民の自治会活動に関する知識の向上を図ることにより、自治会等の将来を担う人材の育成に努めなければならない。

5 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を勧奨し、及び当該職員が自治会活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。

(札幌市)

(市の責務等)

第8条 市は、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性に鑑み、町内会の維持及び活動の活性化を進めるために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合においては、関係部局間の連携に努め、町内会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする。

3 市は、職員が積極的に町内会の活動に参加することを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 職員は、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、その活動の更なる活性化を推進する視点に立って、職務を遂行するものとする。

5 職員は、職務を通じて、町内会の活動に関わることへの理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(加入促進等)

第9条 市は、地域住民の町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(負担軽減)

第10条 市は、町内会の維持及び活動の活性化のため、町内会の負担を軽減するために必要な支援を行うものとする。

(広報啓発)

第11条 市は、町内会に対する地域住民及び事業者の理解及び関心を深めるとともに、町内会の活動への地域住民及び事業者の一層の参加及び協力を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を実施するものとする。

(人材育成等)

第12条 市は、町内会の維持及び活動の活性化を担う人材の育成及び確保に必要な施策を実施するものとする。

（意見交換会等）

第13条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を策定し、及び実施する際には、町内会及び町内会の連合体の意見を勘案することとし、必要に応じて、意見交換会、意向調査等を実施するものとする。

（推進体制の整備）

第14条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を推進するため、関係部局間が連携して検討を行う体制を整備するものとする。

（実施状況の公表）

第15条 市長は、毎年度、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（財政上の措置）

第16条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（新宿区）

（区の責務）

第12条 区は、この条例の目的及び基本理念が町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体に認識されるよう周知し、その理解の促進を図るものとする。

2 区は、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体と連携して活性化施策に取り組むものとし、その実施に当たっては、町会・自治会の負担にならないよう配慮するものとする。

3 区は、第7条第3項並びに第8条第3項及び第4項の規定による報告を受けた連絡先を、当該報告に係るマンション等の地域の町会・自治会へ提供するものとする。

（水戸市）

（市の責務）

第4条 市は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会と連携しながら、町内会・自治会の活動の活性化のための総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、市民並びに町内会・自治会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会の意見を十分に反映するものとする。

10. 学校の役割

※宇都宮市、岡山市、四日市市、市川市、札幌市、水戸市は該当条文なし

(新宿区)

(小中学校・高校の役割)

第9条 小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が町会・自治会への理解と関心を深める機会を設けるよう努めるものとする。

2 小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するための機会を設けるよう努めるものとする。

(大学・専修学校等の役割)

第10条 大学・専修学校等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 大学・専修学校等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

1 1. その他団体の役割

※岡山市、四日市市、札幌市は該当条文なし

(宇都宮市)

(地域活動団体及び非営利活動団体の役割)

第6条 地域活動団体及び非営利活動団体は、地域活動における自治会の意義及び重要性について関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 地域活動団体及び非営利活動団体は、その活動内容及び特性に応じ、自治会の活動に積極的に参加及び協力し、協働して地域活動に取り組むよう努めるものとする。

(市川市)

(その他関係団体の役割)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、自治会等が活動を行う地域に存する団体は、当該自治会等が行う第1条の目的を達成するための活動に協力するよう努めるものとする。

(新宿区)

(地域活動団体の役割)

第11条 地域活動団体は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

(水戸市)

(水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会の責務)

第8条 水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、市民の自発的な町内会・自治会への加入の促進及び町内会・自治会の設立のための積極的な支援を行うものとする。

2 水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、町内会・自治会に対する市民の理解と関心を深め、町内会・自治会の活動への参加を促進するための積極的な支援を行うものとする。

12. 委任

※宇都宮市、市川市、岡山市、札幌市は該当条文なし

(四日市市)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(新宿区)

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(水戸市)

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。